

(付) 調査票

CHIBAちば

男女共同参画社会の実現に向けての
県民意識調査

令和元年度

日頃、県政に対してご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

千葉県は、一人ひとりが持っている個性や能力をのびのびと発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、5年ごとに皆様の家庭生活、働き方、人権等についての意識と現状等について、県民の皆様にご協力いただき、調査を実施しています。

社会環境の急激な変化は、一人ひとりの意識や考え方、活動にも影響を与えています。県ではこのような変化を的確にとらえ、来年度作成する第5次千葉県男女共同参画計画に皆様方の調査結果を活かしてまいりたいと考えております。

本調査は、無作為抽出によって選ばせていただいた皆様に調査票をお送りしております。是非本調査にご回答くださいますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

千葉県知事 森田 健作

【ご記入にあたってのお願い】

- (1) 回答は、必ずご本人がお答えください。
- (2) 回答は、ほとんどの項目が番号に○をつけるようになっています。問1から順にご記入ください。
- (3) 「その他」にあてはまる場合は、()内に具体的な内容をご記入ください。
- (4) 質問ごとに、「ひとつに○」「すべてに○」などの表示に従って○をつけてください。
- (5) ご記入は、鉛筆(黒)か、ペンやボールペン(黒か青)をお使いください。
- (6) ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**挨拶状に記載の期日までに**ご投函ください。
- (7) **回答にはおおむね30分程度かかります。**ご多忙のことと存じますが、最後までご回答いただくようお願いいたします。

※ お答えいただきました内容につきましては、目的以外には一切利用せず、プライバシーが漏れることは一切ございません。また、この調査は匿名式となっており、調査者(県及び調査受託業者)であっても、回答者を特定することはできません。

※ 感じたままにご回答いただき、同封封筒にて切手を貼らずご返送くださいますようお願いいたします。

1 男女共同参画全般についておたずねします。

◎ 「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する（政策や企画、方針決定等の場に加わる）機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことで。

（男女共同参画社会基本法より抜粋）

※ すべての方に

問1. あなたは、次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。次の(ア)～(ク)のそれぞれについてあなたの考えに最も近い番号ひとつに○をつけてください。

	男性が非常に優遇されている	それほど男性が優遇されていない	平等	それほど女性が優遇されていない	女性が非常に優遇されている	わからない
(ア) 社会全体で	1	2	3	4	5	6
(イ) 家庭のなかで	1	2	3	4	5	6
(ウ) 職場のなかで	1	2	3	4	5	6
(エ) 学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
(オ) 政治の場で	1	2	3	4	5	6
(カ) 法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
(キ) 社会通念・慣習で (風潮・しきたり等)	1	2	3	4	5	6
(ク) 地域活動の場で (自治会・PTA・ボランティア等)	1	2	3	4	5	6

※ すべての方に

問2. 次の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがある番号すべてに○をつけてください。

1 男女共同参画社会基本法	
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	
4 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）	
5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	
6 男女雇用機会均等法	10 LGBT（性的マイノリティ）
7 女子差別撤廃条約	11 DV
8 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	12 デートDV
9 ジェンダー（社会的文化的につくられた性別）	13 JKビジネス
14 見たり聞いたりしたものはない	

2 家庭についておたずねします。

※ すべての方に

問3. あなたは、結婚について、次の(ア)～(ケ)の考え方をそれぞれどう思いますか。
(ア)～(ケ)それぞれについて、一番近い考えの番号ひとつに○をつけてください。

	そう 思う	いど えち うば ら そ う と	いど えち ら そ う と	思 わ な い	いど えち ら と も
(ア) 女性も男性も結婚した方がよい	1	2	3	4	5
(イ) 結婚する、しないは、個人の自由である	1	2	3	4	5
(ウ) 結婚は個人の自由を束縛するものだから、一生結婚しない方がよい	1	2	3	4	5
(エ) 結婚と性的関係は別である	1	2	3	4	5
(オ) 結婚したら子どもを持つ方がよい	1	2	3	4	5
(カ) 子どもを産み育てるのに、戸籍の上で結婚しているかどうかは関係ない	1	2	3	4	5
(キ) 夫婦が別姓を名乗るのを認めた方がよい	1	2	3	4	5
(ク) 結婚した以上離婚すべきではない	1	2	3	4	5
(ケ) 子供ができたなら結婚すればいい	1	2	3	4	5

※ すべての方に

問4. 最近、結婚しない(したくてもできない)人が増えていますが、その理由は何だと思えますか。該当する番号三つに○をつけてください。

1 収入が不安定で、結婚後の生活が不安だから
2 結婚後も女性が働き続けられる環境が整っていないから
3 結婚すると家事・育児・介護(以下、「家事等」という。)の家庭責任を担わないといけないから
4 結婚の必要性を感じない人が増えたから
5 異性とうまくコミュニケーションをとることができない人が増えたから
6 自由や気楽さを失いたくないという人が増えたから
7 若い人達が異性と出会えるような機会が少ないから
8 結婚相手に対する理想が高すぎるから
9 親や世間が結婚することを強く勧めなくなったから
10 その他(具体的に: _____)

※ **現在結婚（事実婚を含む）している方のみお答えください。**（*）家事・育児・介護

問5. あなたのご家庭では現在、家事等（*）の日常的な仕事は、主にどなたがしていますか。
また、あなたはどのような仕事の分担が理想的だと考えますか。（ア）～（タ）それぞれについて、一番近い番号ひとつに○をつけてください。

		夫主 が行 う	妻主 が行 う	同夫 行婦 うく ら	行他 うの にそ が	ない高 齢者の 必要は い	子ども や介 護の必 要な
現在の 仕事の 分担	(ア) 食事の支度・あとかたづけ	1	2	3	4		
	(イ) 掃除・洗濯	1	2	3	4		
	(ウ) 食料品・日用品等の買物	1	2	3	4		
	(エ) 役所等への用事・書類の作成	1	2	3	4		
	(オ) 乳児・幼児の世話 (現在、または過去に)	1	2	3	4	5	
	(カ) 子どもの学校行事等への参加 (現在、または過去に)	1	2	3	4	5	
	(キ) 子どもの送迎、勉強や遊びの 世話	1	2	3	4	5	
	(ク) 高齢者の世話（介護） (現在、または過去に)	1	2	3	4	5	
理想と 考える 仕事	(ケ) 食事の支度・あとかたづけ	1	2	3	4		
	(コ) 掃除・洗濯	1	2	3	4		
	(サ) 食料品・日用品等の買物	1	2	3	4		
	(シ) 役所等への用事・書類の作成	1	2	3	4		
	(ス) 乳児・幼児の世話	1	2	3	4	5	
	(セ) 子どもの学校行事等への参加	1	2	3	4	5	
	(ソ) 子どもの送迎、勉強や遊びの 世話	1	2	3	4	5	
	(タ) 高齢者の世話（介護）	1	2	3	4	5	

3 学校や家庭における子どもの教育についておたずねします。

※ **すべての方に**

問6. あなたは、子どもの教育における男女平等の意識についてどう思いますか。（ア）～（ウ）
それぞれについて、一番近い考え方の番号ひとつに○をつけてください。

	そう 思う	そとど うい えら うば か	思 わ な い	ど ち ら か と い え ば そ う	思 わ な い	な わ い か ら
(ア) 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい	1	2	3	4	5	
(イ) 性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要である	1	2	3	4	5	
(ウ) 理系は、男性の方が向いている	1	2	3	4	5	

4 人権についておたずねします。

※ すべての方に

問7. 次のうち、あなたが、人権が侵害されていると感じるのは、どのようなことについてでしょうか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| 1 売春・買春・援助交際 | 6 配偶者又は恋人からの暴力 |
| 2 レイプ（強制性交等）などの性暴力 | 7 職場等におけるハラスメント |
| 3 痴漢等のわいせつな行為 | 8 女性の体の一部などを、内容と無関係に使用した広告 |
| 4 つきまといなどのストーカー行為 | 9 L G B Tへの偏見と無理解 |
| 5 夫婦生活における一方的セックスの強要 | 10 その他（具体的に： _____） |

5 DV（男女間における暴力）についておたずねします。

※ すべての方に

問8. あなたは、配偶者や同棲相手がありますか。あるいは、これまでに、いたことがありますか。該当する番号ひとつに○をつけてください。

- | | |
|--------------|-------|
| 1 いる／いたことがある | 2 いない |
|--------------|-------|

※ 問8で「1 いる／いたことがある」と回答された方のみお答えください。

問9. (1) あなたはこれまでに、あなたの配偶者などから（ア）～（エ）のような行為（DV）をされた経験がありますか。

(2) また、以下の表の「(1) 経験」の（ア）～（エ）のいずれかで「1、2度あった」、「何度もあった」と回答された方は、その行為についてだれかに相談しましたか。以下の表の「(2) 相談」のそれぞれについて、該当する番号ひとつに○をつけてください。

	(1) 経験			(2) 相談		
	まったく ない	あ っ た 2 度	た 何 度 も あ っ た	相 談 し た	で 相 談 な か っ た	思 相 談 し よ う と な か っ た
(ア) 身体的暴行 例) なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど	1	2	3	1	2	3
(イ) 心理的攻撃 例) 人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など	1	2	3	1	2	3
(ウ) 性的強要 例) いやがっているのに、性的な行為を強要される、見たくないのにポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど	1	2	3	1	2	3
(エ) 経済的圧迫 例) 生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど	1	2	3	1	2	3

※ 問9の(2)で、「相談した」と回答された方のみお答えください。

問10. あなたが、相談した人(機関又は手段)を教えてください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 家族・親戚 | 7 弁護士 |
| 2 友人・知人 | 8 医師・カウンセラー |
| 3 配偶者暴力相談支援センター(*) | 9 民間の相談機関(民間シェルター・
カウンセリング機関等) |
| 4 市町村の相談窓口・電話相談など | 10 インターネットの掲示板やSNSなど |
| 5 警察 | 11 その他(具体的に:) |
| 6 法務局・地方法務局・人権擁護委員 | |

(*) 千葉県女性サポートセンター、千葉県男女共同参画センター、千葉県健康福祉センター、千葉市・市川市・船橋市・野田市の配偶者暴力相談支援センター

※ 問9の(2)で、「相談できなかった」、又は「相談しようと思わなかった」と回答された方のみお答えください。

問11. あなたが、誰(どこ)にも相談できなかったのはなぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1 誰に相談してよいかわからなかった |
| 2 相談窓口があるのを知らなかった |
| 3 SNSなどで相談したかったが、そのような窓口がなかった |
| 4 恥ずかしくて誰にも言えなかった |
| 5 相談しても無駄だと思った |
| 6 相談するほどのことではないと思った |
| 7 相談したことがわかると、仕返しをされたり、もっとひどい暴力を受けると思った |
| 8 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った |
| 9 別れたら、生活できないと思った |
| 10 自分に悪いところがあると思った |
| 11 その他(具体的に:) |

6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についておたずねします。

※ すべての方に

問12. 「男は仕事、女は家庭」という考え方について賛成ですか、反対ですか。
あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

- | | | |
|------|------|-------------|
| 1 賛成 | 2 反対 | 3 どちらともいえない |
|------|------|-------------|

※ すべての方に

問13. ご自身と配偶者の働き方について、理想と現実はどうですか。(1)～(4)について、それぞれ下の選択肢からひとつ選び、番号を記入してください。その他の場合は具体的な内容をご記入願います。

※結婚されていない方は、結婚しているものと想定してお答えください。

(1) あなた自身の働き方として、理想とする形はどれですか。	
(2) あなた自身の働き方で現実に当てはまるもの(当てはまると予想されるもの)はどれですか。	
(3) あなたが配偶者に望む理想的な働き方はどれですか。	
(4) あなたの配偶者の働き方で現実に当てはまるもの(当てはまると予想されるもの)はどれですか。	

<選択肢>

1. 結婚、子どもの有無に関わらず働き続ける
2. 結婚を機に仕事をやめる
3. 子どもが生まれるのを機に仕事をやめる
4. 介護を機に仕事をやめる
5. 育児・介護等で一時仕事をやめるが、その後フルタイムで働く
6. 育児・介護等で一時仕事をやめるが、その後短時間勤務で働く
7. 就職しない
8. その他(具体的に:)

※ 働いている方(自営業主、家族従業者の方を含む)のみお答えください。

問14. あなたの職場では、社員(職員)が有給休暇や育児・介護休業を取りやすい環境にありますか。それぞれ下の選択肢から該当する番号ひとつに○をつけてください。

		取りやすい	やや やすい	どちら か	ど ちら か と	に く い	ど ち ら か と	取り にくい	わからない
・男性職員	(ア) 有給休暇	1	2	3	4	5			
	(イ) 育児休業	1	2	3	4	5			
	(ウ) 介護休業	1	2	3	4	5			
・女性職員	(ア) 有給休暇	1	2	3	4	5			
	(イ) 育児休業	1	2	3	4	5			
	(ウ) 介護休業	1	2	3	4	5			

※ 現在働いていない方（学生は除く）のみお答えください。（*）家事・育児・介護
問15. あなたが働いていない理由は何ですか。その理由としてあてはまるものを三つまで
選んで、その中から最もあてはまると思う順に該当する番号を記載してください。

1位	2位	3位
1 家事等(*)に専念したいから	7 経済的に働く必要がないから	
2 家事との両立が困難だから	8 年齢面の制約のため	
3 子育てとの両立が困難だから	9 健康面の理由から	
4 介護との両立が困難だから	10 配偶者等家族が望まないから	
5 希望する勤務条件(時間、場所、給与等) の仕事がなかったから	11 定年退職したから	
6 求職しているが仕事が見つからないから	12 特に理由はない	
	13 その他(具体的に:)	

◎ 男性の育児休業の取得が進まない状況の中、現在、男性の育児休業取得の義務化(本人申請がなくても、企業がプッシュ型で定められた期間の育児休業を与える制度の創設等)が議論されています。

※ すべての方に

問16. あなたは、男性の育児休業取得の義務化についてどのようにお考えですか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

1 賛成	3 どちらかといえば反対
2 どちらかといえば賛成	4 反対
	5 わからない

※ 問16で「1 賛成」、「2 どちらかといえば賛成」と回答された方のみお答えください。

問17. その理由を教えてください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1 女性の子育てに対する負担が軽くなると思うから
2 上司や同僚に気兼ねなく、男性も育児休業が取得できるようになるから
3 義務化すると、取りやすい雰囲気ができるから
4 出産・子育てに伴う女性の離職防止につながるから
5 子育ては夫婦で行うものだと思うから
6 子どもと接する時間が増えることで、父親としての自覚を持ちやすくなると思うから
7 子どもと接する時間が増えることで、父親が育児の楽しさを知ることができるから
8 その他(具体的に:)

※ 問16で「3 どちらかといえば反対」、「4 反対」と回答された方のみお答えください。

問18. その理由を教えてください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1 義務ではなく、夫婦の選択・判断で行うべき
2 男性は働くべきだと思うから
3 収入が減少するから
4 育児休業を取得することによって昇進・昇給に影響すると思うから
5 同僚への負担が増えるから
6 代替社員(職員)の確保が困難だから
7 その他(具体的に:)

※ すべての方に (*)家事・育児・介護

問19. 一般的に、男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、どのような環境整備が必要だと思いますか。該当する番号三つに○をつけてください。

- | | | |
|----|---|---|
| 1 | 男女が共に家事等(*)の家庭的責任を負うという意識改革 | |
| 2 | ライフスタイルに対する女性の意識改革 | |
| 3 | 育児・介護休業を取得できる期間を延ばすなど、制度を充実させること | |
| 4 | 管理職の意識、代替要員の確保など、制度を利用しやすい職場環境を整備すること | |
| 5 | 育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援を充実すること | |
| 6 | 地域や職場内の保育所、学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容を充実すること | |
| 7 | 家事等(*)の支援サービスの充実 | |
| 8 | 在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度 | |
| 9 | 残業を減らすなど、年間労働時間を短縮すること | |
| 10 | 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止 | |
| 11 | パートタイマーなど非正規職員の労働条件を改善すること | |
| 12 | 男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対する、職場・家族など周囲の理解があること | |
| 13 | 家事等(*)に対する社会通念の変化 | |
| 14 | わからない | |
| 15 | その他 (具体的に: _____) |) |

※ すべての方に (*)家事・育児・介護

問20. 今後、男性が、地域活動や家事等(*)に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|----|--|---|
| 1 | 男性が家事等(*)に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと | |
| 2 | 男性が家事等(*)に参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと | |
| 3 | 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること | |
| 4 | 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること | |
| 5 | 社会の中で、男性による家事等(*)、地域活動についても、その評価を高めること | |
| 6 | 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること | |
| 7 | 男性が地域活動や家事等(*)に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと | |
| 8 | 国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること | |
| 9 | 男性が地域活動や家事等(*)を行うための、仲間(ネットワーク)作りをすすめること | |
| 10 | 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること | |
| 11 | 特に必要なことはない | |
| 12 | その他 (具体的に: _____) |) |